

# 自立に向けた人的支援を 包括的に提供

## 生活困窮者自立支援制度とは

全国の生活保護受給世帯数は平成29年6月時点で164万519世帯となりました。

生活困窮者自立支援制度は生活保護に至る可能性があり、自立が見込まれる方を主な支援対象としており、第2のセーフティネットと呼ばれています。

制度は生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークづくり、本人の自己選択・自己決定を原則とした経済的自立・日常生活自立・社会生活自立など、本人の状況に応じた自立支援を目標にしています。全国の利用者数は同制度の平成27年4月施行後2年間で新規相談者44万人、支援プラン作成は12万件に達しています。(全国の支援状況：別表1)

## 県内の自立相談支援事業

県内では、生活困窮者の支援に取り組んでいます。33市町村のうち32市町村の事業運営は社会福祉協議会です。

生活困窮者自立支援事業には必須事業である自立相談支援事業・住居確保給付金の支給のほか、任意事業として就労準備支援事業などがあります(支援内容：別表2)が、県内の任意事業の実

施率はあまり高くありませんが(任意事業の実施状況：別表3)、県内の相談件数は増加傾向にあります。

相談者のおかれている状況や相談ケースは様々であり、支援員は状況に応じた支援を実施し、相談者の課題解決に向け取り組んでいます。

## 包括的な相談支援(自立相談支援事業)

制度の利用対象となる方々に対し、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置して、アウトリーチ(訪問支援)等も行いながら、一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成しています。

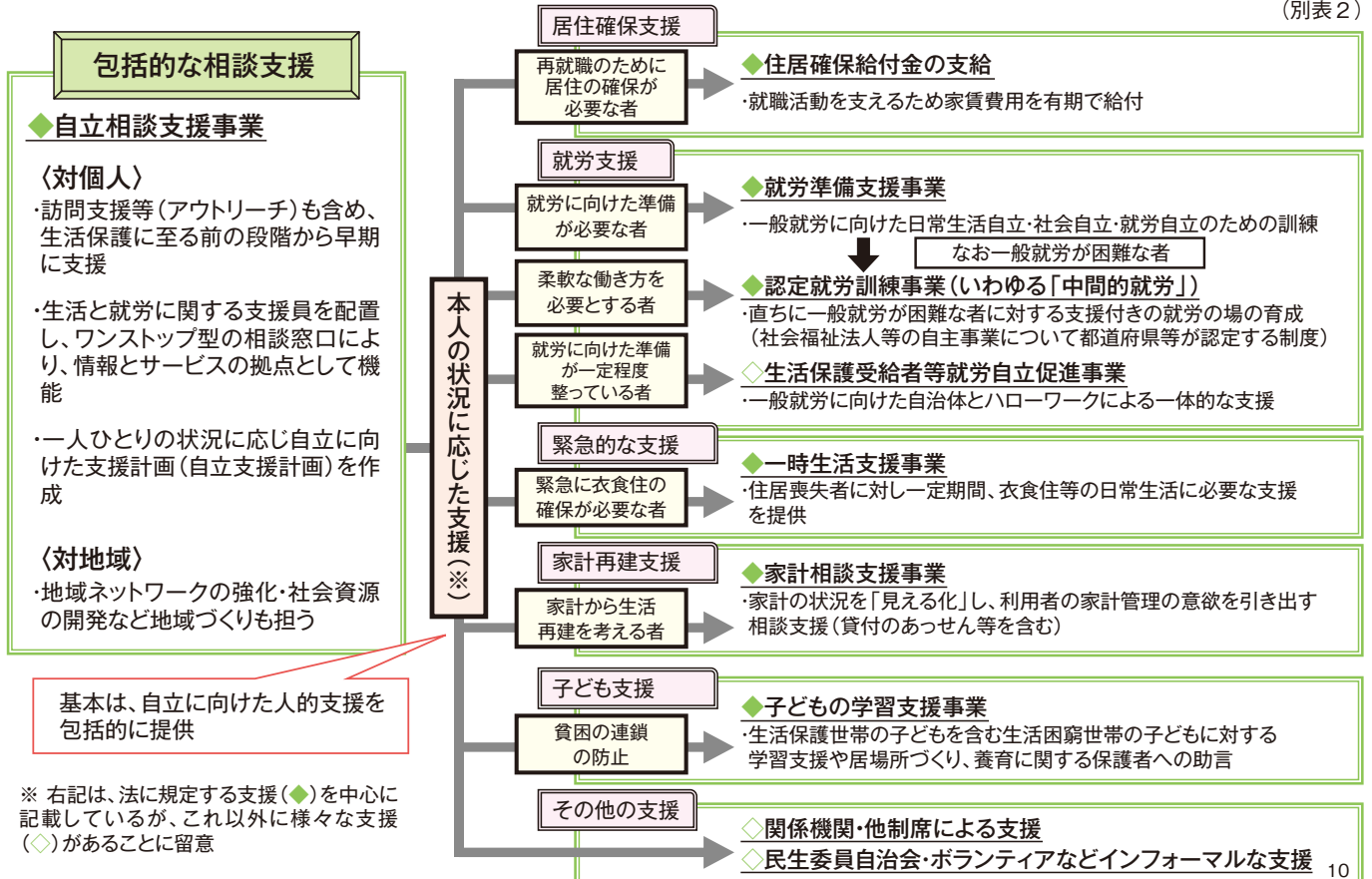
## 生活困窮者支援研究会を開催

6月25日、矢巾町活動交流センターやはばくで開催された「生活困窮者支援研究会(平成29年度第1回)」には、9社協から18名が参加しました。

研究会では参加者が提出した事例報告に基づき、事例への対応についてグループで活発な検討が行われました。また、事例検討終了後は、助言者の山下興一郎氏(淑徳大学社会福祉学部准教授)から、今後の事業推進のポイントや事例個々のケースに関わる際の視点についてアドバイスいただきました。

## 生活困窮者自立支援制度

(別表2)



(別表4)

### 法制度のあり方充実のための

## 8つの視点

- 1 日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにし、生活困窮の深刻化を予防すること。
- 2 自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを基本とすること。
- 3 法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。こうした仕組みの構築を、個別支援を通じて実現していくこと。
- 4 包括的な支援をよりの確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
- 5 就労、家計面とともに自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにすること。
- 6 貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、家族の基盤が弱い子ども、家族を頼れない子どもの存在も念頭に、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。
- 7 高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わされるよう、支援体系を整備すること。
- 8 地域の自発性を重視しつつも、実施主体である自治体の役割を明確化して自治体ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質を向上すること。その際には、自治体間の協力等の創意工夫も期待されること。

[出典：生活困窮者自立支援あり方に関する論点整理（厚生労働省 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 2017年）]

事業の対象となる方々への個別支援と、そうした人達を支える地域づくりという両面の視点が、今後の事業推進のポイントになっていくものと思われます。

**制度運用上の課題と課題解決の方向性**

継続的な支援が行われ複合的な課題が整理されたことにより、相談者には生活困窮の深刻化を防止する効果が現れています。一方、支援体制構築や支援実施状況に地域差も生じてきています。

厚生労働省では「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（座長：宮本太郎中央大学教授）を設置し、平成28年10月から平成29年3月まで7回にわたり協議を行いました。

検討会では、①相談に至っていない生活困窮者への支援の必要性②自立支援における生活困窮者と地域の関係づくりの必要性③就労準備支援や家計相

談支援等の任意事業の未実施自治体における自立支援の不足ならびに家賃負担や連帯保証人、緊急連絡先の確保等の「住まい」に関する支援の不足④生活困窮の状態にある子どもや高齢者への支援の充実の4点を課題として指摘。こうした課題を踏まえ、法制度のあり方を充実していかなければならず、その視点は別表4の8つであるとした。

**自立相談支援事業の効果**

包括的な支援が実施されることにより、今まで制度の間で支援につながりにくかった相談者に支援をつなげることが可能になりました。相談者にとっては自立に向けた着実なステップアップや就労・増収が図られるようになってきました。

今後は支援のネットワークがさらに広がり、ともに支え合いながら生活できる地域の醸成が期待されるところです。

### 生活困窮者自立支援制度・任意事業の実施状況

(平成29年4月1日現在) (別表3)

#### ■就労準備支援事業（実施自治体数10）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、岩手県(町村部19町村)

#### ■家計相談支援事業（実施自治体数8）

宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、岩手県(町村部5町)

#### ■一時生活支援事業（実施自治体数1） 宮古市

#### ■子どもの学習支援事業（実施自治体数5）

盛岡市、宮古市、花巻市、滝沢市、岩手県(町村部5町)

### 生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表

(別表1)

	新規相談 受付件数	プラン 作成件数	就労支援 対象者数	法に基づく事業等利用件数						その他		
				住居確保	一時生活	家計相談	就労準備	就労訓練	自立就労	生活資金貸付	生保就労自立	
岩手県	平成27年度	2,525	608	329	50	0	81	34	0	309	162	115
	平成28年度	2,575	673	382	61	3	67	99	9	351	122	218
	計	5,100	1,281	711	111	3	148	133	9	660	284	333
全国	平成27年度	226,411	55,570	28,207	7,803	16,460	5,178	1,833	161	22,430	5,655	9,066
	平成28年度	222,426	66,892	31,970	6,805	17,339	7,664	2,847	354	27,145	5,275	13,688
	計	448,837	122,462	60,177	14,608	33,799	12,842	4,680	515	49,575	10,930	22,754

	就労者数	就労までの支援メニュー利用状況								増収者数	
		住居確保	一時生活	家計相談	就労準備	就労訓練	自立就労	生保就労自立	その他		
岩手県	平成27年度	331	39	0	21	16	0	219	59	43	63
	平成28年度	402	41	0	14	46	2	244	132	55	92
	計	733	80	0	35	62	2	463	191	98	155
全国	平成27年度	21,465	4,396	2,236	910	699	65	13,927	5,306	1,727	6,946
	平成28年度	25,588	4,281	2,083	1,363	870	100	16,195	8,496	1,482	7,199
	計	47,053	8,677	4,319	2,273	1,569	165	30,122	13,802	3,209	14,145

[出典：生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について（厚生労働省 2017年）]